

# 新製品新技術開発支援 (産学共同研究支援)

台東区内の中小企業が **自社** もしくは **学術研究機関と共同** で  
**今まで世間一般にないような製品** や **先駆的な技術** を開発する場合に  
経費の一部を助成します

申請期間

令和3年5月10日(月) - 7月2日(金)

## ■対象者

下記(1)(2)を満たす台東区内の中小企業

- (1) 区内に本店(法人)、事業所(個人事業主)がある
- (2) 区内に営業の本拠を有する

※みなし大企業、農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。

※令和3年度に実施する、台東区産業振興事業団の「新ビジネスチャレンジ支援事業」「アトリエ・店舗出店支援事業」と重複して助成を受けることはできません。

## ■事業概要

助成限度額・助成率	経費区分	対象経費
最大 <b>100</b> 万円 対象経費の1/2以内	謝金	専門家謝礼金など
	事務費	資料購入費など
	研究開発事業費	原材料・副資材費、工業所有権導入費、人件費*など
	研究開発委託費	検査委託費、外注加工費、デザイン委託費など

\*人件費はソフトウェア開発の場合に限り、助成限度を50万円とします。

※令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)に支出が完了するものが対象です。

## ■対象となる製品・技術・経費

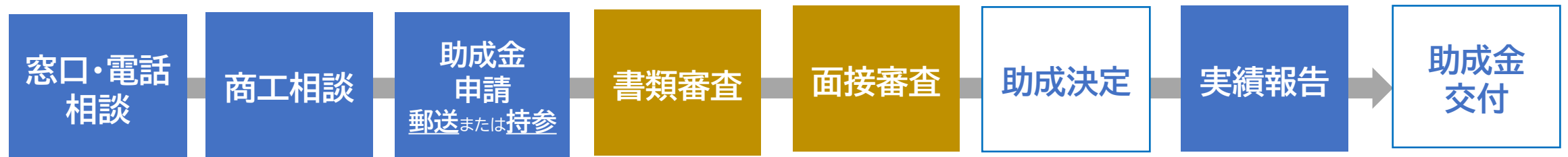
- 自社もしくは学術研究機関と共同で、**今まで世間一般にないような製品**や**先駆的な技術**を開発する場合
- 従来にはない新規性がある製品・技術で、他社の製品を上回る性能・機能を持つもの
- 安全性や市場性、開発の実現可能性や信用性、環境性等の点で優れているもの

※新製品及び新技術の開発が、申請年度内の完成するか否かは問いません。

## ■対象とならない製品・技術・経費

- × 開発する製品が食品の場合
- × 効果等に個人差が考えられる製品や技術の開発は、申請の対象とならない場合があります。
- × 単なる自社の業務改善に関わる設備導入費用等
- × 消費税

## ■ 事業の流れ



- 申請受付前に、職員による申請要件の確認と、商工相談を受けていただく必要があります。申請書を作成する前に下記お問合せ先にお早めにご相談ください。
- 助成を受けるためには、採択審査(書類・面接)で助成対象として採択される必要があります。**
- 面接審査は、書類審査を通過した申請者にのみ実施します。
- 面接審査は、**8月下旬**を予定しております。

## ■ 申請時 提出書類

	法人	個人事業主
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの
2	直近2期分の決算報告書の写し (①～③の箇所のみ) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③販売費及び一般管理費	下記①および② ①直近2期分の確定申告書 ②直近2期分の青色申告書 または白色申告収支書
	※創業1年以上2年未満の企業は直近1期分の写しで可 ※創業1年未満の企業は「開業時資金計画書」(所定の様式)を提出してください	
3	直近の法人税(その1)または法人事業税の納税証明書	直近の所得税(その1)または個人事業税の納税証明書
4	所定申請用紙(申請書・事業計画書・事業資金計画書・申請前確認リスト) ※用紙はホームページからダウンロードしてください	
5	申請事業の補足資料 (補足資料が必要な場合のみ。A4サイズ 片面5ページ以内)	
6	事業資金計画書に計上した経費の金額の根拠が分かるもの(見積書など)	

## ■ 留意点

- 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- 新ビジネスチャレンジ支援、アトリエ・店舗出店支援と重複して助成を受けることはできません。
- 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- 一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な場合は対象となりません。

## お問合せ・お申込み先

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL:03-5829-4124 FAX:03-5829-4127 URL:<https://www.taito-sangyo.jp/>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時15分

